

原子力発 第20403号
令和3年1月28日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長 井 啓
社長執行役員

伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

伊方発電所3号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 伊方発電所3号機 特重施設等の設置に係る対応

以上

伊方発電所3号機 特重施設等の設置に係る対応

1. プラントの状態

令和元年12月26日より第15回定期事業者検査を開始しており、現在、冷温停止状態^{※1}にある。

	定期事業者検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第15回定期事業者検査	令和元年12月26日	令和3年3月22日

2. 特重施設等の設置に係る対応

特重施設等の使用前検査に合格^{※2}するまでの期間、冷温停止状態^{※1}を維持する。

※1：保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

※2：所内常設直流電源設備（3系統目）については、原子力規制委員会の使用前確認を受けることが該当

以上